

「事業者の新型インフルエンザ対策」と法的リスクマネジメント

——取引・契約関係における法的諸問題の検討

弁護士* 中野明安 *Akiyasu Nakano*

新型インフルエンザ (H1N1) の流行期に入り、事業者では各種施策を着々と進めているようであるが、その具体的内容は感染防止策という段階にとどまっている。もちろん、感染防止策が重要なことは承知しているが、事業者の新型インフルエンザ対策としては、事業継続計画、取引関係への対応・対策という側面を疎かにすることはできない。新型インフルエンザが事業活動に重大な影響を与えるだけでなく、事業者の策定した新型インフルエンザ対策が事業活動に想定外の影響を与える、ということもある。そのような事態を法的リスクと認識をし、当該リスクによる損失を回避することが必要である。本稿では、新型インフルエンザのパンデミック期の契約不履行が当事者にどのような権利義務関係を生じさせるのかを中心に検討し、また、従業員が感染した場合に当該事実を広報することの可否など、その他留意すべき事項について検討を加えることとする。

* 丸の内総合法律事務所

I はじめに

新型インフルエンザ (H1N1) がWHOからパンデミック期 (フェーズ6) と宣言されて久しく、国内においても、平成21年第33週の感染症発生動向調査 (国立感染症研究所8月21日公表) によれば、インフルエンザ定点当たりの報告数が1.69となっており、流行開始の目安としている1.00を上回り、インフルエンザ流行シーズンに入ったことが確認されている。このような事態に至り、各事業者は、今回のH1N1の新型インフルエンザと、併せてH5N1の鳥インフルエンザ由来の新型インフルエンザが発生する脅威を念頭に置き、「事業者の新型インフルエンザ対策」の準備を進めているものと思われる。ここに「事業者の新型インフルエンザ対策」とは、感染リスクを減少させるための感染防止対策を講じつつ、その一方で、重要業務を継続することにより企業を存続させ、雇用を維持し社会的

信頼を維持する、というための事業継続計画⁽¹⁾を意味する。この対策のうち感染防止対策に関する法令上の根拠としては感染症予防法4条⁽²⁾、労働契約法5条⁽³⁾、がある。そして、事業継続計画に関する法令上の根拠としては株式会社にとっては会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項2号などが挙げられる⁽⁴⁾。このような事業者の新型インフルエンザ対策は、株式会社にとっては会社法でも体制の整備を求められている内部統制システムの1つである損失危険管理体制⁽⁵⁾なのであり、善管注意義務を課された事業者にとって、その策定は法律上の義務といい得るものである。

また、事業者が新型インフルエンザ対策 (損失危険管理体制) を構築する具体的な目的は、以下のようなことであると考えられる。すなわち、

- ① 新型インフルエンザ蔓延時に安易に事業を継続し、当該事業活動に従事した労働者が新型インフルエンザに罹患したことにより、労働者から安全配慮義務違反

が指摘されるリスクを回避すること

- ② ①同様に安易な事業継続がなされた結果、顧客が事業者の事業活動（売買、賃貸、役務サービス等）により新型インフルエンザに罹患したことについて、顧客から債務不履行（不完全履行）に基づく損害賠償を請求される賠償責任リスクを回避すること
- ③ 新型インフルエンザの影響による労働者の欠勤、物資の不足、物流の停滞等が発生し、自社商品・サービスの提供ができなくなったことについて、取引先や顧客から、債務不履行（履行遅滞、履行不能）に基づく損害賠償を請求される賠償責任リスクを回避すること
- ④ 安易・軽率な事業所閉鎖に伴う事業収益の悪化、顧客、取引先等との取引停止などを根拠として株主から取締役の善管注意義務違反が指摘されるリスクを回避すること

などである。事業者は「新型インフルエンザ対策を講じないことから生じるリスク」を排除することに努めることが必要である。これらの想定されるリスクは、損害賠償責任のみならず事業者の信用喪失リスクをも発生させるものであるから、今般、当該対策の策定は急務であるといえる。

- (1) 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」の第1章「はじめに」でも同義で用いられている。Business Continuity Plan (BCP) については、「内閣府 事業継続ガイドライン」<<http://www.bousai.go.jp/MinkanToShijyou/guideline01.pdf>>。
- (2) 感染症予防法4条「国民は感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないことがないようにしなければならない」。
- (3) 労働契約法5条「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」。
- (4) 会社法施行規則100条1項2号「法第362条第4項第6号に規定する法務省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。……②損失の危険の管理に関する規程その他の体制」。

- (5) (株)日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」9条（損失危険管理体制に関する監査）で、「1. 監査役は、損失危険管理体制について、以下に列挙する重大なリスクに対応しているか否かを監査上の重要な着眼点として、監視し検証する」「2. 監査役は、損失危険管理体制が前項に定めるリスクに対応しているか否かについて、以下の事項を含む重要な統制上の要点を特定のうえ、判断する」とより具体的な着眼点、要点を特定し監視をすとしており、同協会の認識の適確さが感じられる。

Ⅱ 新型インフルエンザ対策から生じる法的リスクとリスクマネジメント

以上のように事業者の新型インフルエンザ対策は、当該事態から生じ得る損失のリスク

目 次

- I はじめに
- Ⅱ 新型インフルエンザ対策から生じる法的リスクとリスクマネジメント
- Ⅲ 取引・契約関係における法的諸問題
- 1 新型インフルエンザ集団感染により契約が不履行（履行遅滞）となった場合の法的責任
 - 2 新型インフルエンザ対策により履行が遅滞してしまった場合の法的責任
 - 3 政府の要請に従って集客事業の事業者がイベントを中止した結果、イベントに併せて配布する予定であったピンバッジが不要になったとして製造業者から当該商品を受領することを拒む場合の法律関係
 - 4 会社では、従業員と派遣社員に対してはマスクを無償で配布するなど、職場内での感染拡大防止に向けたさまざまな取組みをする予定であるが、同じ職場で働いているシステムエンジニアなどの請負業者に対しては「請負」という契約であることを考慮して、マスクを配布せず、また、強制力を持った一切の指示を出さないようにしたが、当該考えは正しいか
 - 5 新型インフルエンザに罹患した従業員が出た場合に、近隣企業、地域、賃借ビルであれば賃貸人、ビル管理者へ報告をすることは法律上の要請か。また、従業員が新型インフルエンザに感染した場合、外部への広報をする必要があるのか
- Ⅳ おわりに

を管理し、当該損失を回避する目的を有するものであるが、事業者が現実に策定した新型インフルエンザ対策には、意に反して重大な法的リスクを含むものがある。そして、そのように法的リスクが含まれ得ることは、実は周知の事実である。「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」⁽⁶⁾（以下「ガイドライン」という）は、事業活動に関する方針として、新型インフルエンザの蔓延を阻止するために「業務の縮小・休止を積極的に検討することが望まれる」としている一方で、「新型インフルエンザ発生により事業縮小することなどが、法律上の問題を発生させないかどうかをあらかじめ確認する」⁽⁷⁾、「新型インフルエンザの影響により業務を停止した場合、免責となるかどうか約款を確認し、必要に応じて取引先と協議・見直しを行う」、「新型インフルエンザ発生時に従業員に対して勤務を命じる場合の留意点について検討する」と言及している。すなわち、事業継続、業務縮小等の施策自体から法的リスクが発生することがあらかじめ警告されているのである。

このような法的リスクは、新型インフルエンザという重大リスクから生じるいわば二次災害の類にすぎない。法的リスクは、回避できるし、かつ、回避しなければならないリスクであるから、法的検証、リスクの発見、リスクの排除、という一連の作業を実施して、早急に対処すべきである。

そこで、次項では、筆者が企業の新型インフルエンザ対策の策定に関するアドバイザーとして検討した、あるいは対策セミナー等で事業者の方々からご質問を受けた、特に取引、契約関係面における法的諸問題について、紙幅の関係上数点に絞って当該リスクの内容と考え方について検証を行う。

(6) 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議（平成21年2月）策定による「新型インフルエンザ対策行動計画」の一部（89～126頁）〈<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/13.html>〉。

(7) 引用した部分の原文は「新型インフルエン

ザ発生により事業縮小することなどが、法律上の問題が発生しないかどうかをあらかじめ確認する」であるが、上記の趣旨であることは容易に理解できる。

Ⅲ 取引・契約関係における法的諸問題

1 新型インフルエンザ集団感染により契約が不履行（履行遅滞）となった場合の法的責任

製造メーカー（A社）の工場勤務の従業員が新型インフルエンザに集団感染したため製品が予定どおり製造できず、注文主（B社）より指定された納期までに納品できなかった。その場合の、A社の責任はどうか。A社とB社の間で締結された契約は、請負契約あるいは製造物供給契約ということになるのであろうから、基本となるのは、民法415条「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる」に該当するかどうかである。周知のことであろうが、「本旨に従った履行をしない」ということは単なる結果責任を規定しているのではなく、故意過失等の責めに帰すべき事由（帰責事由）が必要であり（「其不履行に付き過失ある場合に於いて其責に任ずべきものなり」大判大正10・11・22民録27輯1978頁）、当該帰責事由としては、予見可能性・回避可能性を前提として当該予見をすべき注意義務、当該結果を回避すべき注意義務があるとされ、そのような注意義務に違反して本旨に従った履行をしない場合に、初めて債務不履行責任を問われることとなる。

まずは、このような従業員の感染により業務に支障が生じる、というリスクというものは、当然のことながら想定内ということで対応をしておくべきであるし、そのための新型インフルエンザ対策である。ガイドラインなどで求められている新型インフルエンザ対策を何ら準備せずに、このような結果になった場合、取引先からの非難は相当厳しいものと

なろうし、パンデミック後の取引継続にも影響が出るだろう。ただ、前述のとおり、当該契約を合意内容どおりに履行しないこと、履行が遅延すること、契約条件を履行できないこと（いずれも債務不履行）が損害賠償請求の負担や契約解除等のデメリットを被ることになるのは、当該債務不履行が当事者の責めに帰すべき事由（帰責事由）によるものであるかどうかによるのであって（民法415条）、当該帰責事由がない程度に対策を講じていたにもかかわらず、不可抗力により債務を履行できない場合には債務不履行責任は生じない。

その場合における「不可抗力」とは何を意味するのかが問題となる。この点は阪神淡路大震災の際に、倉庫内の化学薬品が荷崩れにより漏出し、他の貨物から流出した水分と化合して発火した火災により貨物が焼失した事故について、倉庫会社（M倉庫）に過失があったかが争われた裁判例が参考になる（東京地判平成11・6・22判タ1008号288頁）。

当該裁判例の判旨は、まず、「以上のとおりM倉庫としては、通常想定される事態に対応できる措置を講じていたと評価することができる。しかし、同被告が本件火災発生を予測することができたとすれば、このような措置では、不十分であり、注意義務違反と評価される余地があるといえる」として、本件問題が予測可能性の問題であることを指摘し、「思うに、我が国が地震多発国であることからすると、地震の発生それ自体は予測可能というべきだろうが、本件大震災規模の地震の発生を予測することも可能であったとすることは困難であるように解される。すなわち、本件大震災規模の地震の発生を予測することは不可能ではないという程度の抽象的な予測可能性で足りるとすることは、規範的観点から過失の前提要件として予測可能性を求める趣旨が没却されるから、過失の前提としては、より具体的な予測可能性を要すると解するほかないからである」として予測可能性の程度は、抽象的な危険では足りず、より具体的な予測可能性を要するとした。そして、「本件大震災は、震度7の未曾有の大地震であるところ、被告M倉庫としては、このような規模

の大地震が発生するのを具体的に予見することはできなかったものと言わなければならない」と判断し、震度7の大地震＝具体的に予見不可能、よって倉庫業者（M倉庫）に責任はないとした。

これを本件にどのように当てはめるかであるが、まずは、具体的に予見すべきは何とするか、ということである。これが「このような新型インフルエンザのパンデミックが起こることを具体的に予見できたか」ということであれば、おそらく、上記裁判例と同様に「本件新型インフルエンザは、未曾有の大流行であるところ、メーカー（A社）としては、このような規模の大流行が発生するのを具体的に予見することはできなかったものと言わなければならない」となるであろう。しかし、これでよいか。上記裁判例では「しかし、同被告が本件火災発生を予測することができたとすれば、このような措置では、不十分であり、注意義務違反と評価される余地がある」としている。パンデミック時の従業員不足、という状況は、ガイドラインでも「従業員本人や家族の発症等により、従業員の最大40%程度が欠勤することも想定される」（ガイドライン96頁）、としており、予測可能性は十分認められる状況にある。そうすると、新型インフルエンザパンデミック時の場合には「新型インフルエンザのパンデミック期には、従業員も感染し、業務に支障が生じる」という事態を具体的に予見することができることを前提に、当該結果を回避する可能性があるかどうかを問題とすべき、と考えられる。その際に問題とすべきは、当該状況に至る過程である。ガイドラインでは、災害発生と被害制御という項目で地震被害との比較を示しているが、地震においては、「主に兆候がなく突発する。被害量は事後の制御不可能」とされている。一方、新型インフルエンザパンデミック時については、「海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能。被害量は感染防止策により左右される」（ガイドライン109頁）。このように、結果の予測可能性があり、時間的に結果を回避する可能性がある」とされた場合に、最終的に人的補充が可

能であるかどうかポイントとなる。確かに人員補充が容易ではないことは理解できる。しかし、他企業に対する発注（下請け発注）の方途を講ずる等、客観的にみて通常なすべきあらゆる手段を尽くしたと認められる場合でない限り、帰責事由がないとはいえないと考える。少なくとも、地震被害よりも明確に人員不足が予見されている現状で、かつ、地震と比較すると時間的余裕があるという指摘がなされている状況では、上記地震被害に関する裁判例に安心をしている状況ではないことだけは明らかである。新型インフルエンザパンデミック時の債務不履行責任は、その成立要件が認められる（認められてしまう）可能性を秘めている点に十分な留意が必要であるといえる。

なお、これが下請業者内で集団感染した結果、納期に間に合わないという状況の場合かどうか。ガイドラインには、「新型インフルエンザが大流行した場合、その影響は長期間にわたって全世界に及び、サプライチェーンの確保が困難となることが予想される。事業者は、重要業務の継続に不可欠な取引事業者を洗い出し、新型インフルエンザ発生時においても重要業務が継続できるよう、当該取引事業者とともに必要な対策について検討を行う」とされている（ガイドライン108頁）。そして、事業者は、平成16年10月の新潟県中越地震による日本精機の車載用計器類の供給停止、平成19年7月の新潟県中越沖地震でのリケン柏崎工場被災によるエンジン部品の供給停止という非常事態が起こった歴史的事実を鮮明に認識しているので（はずなので）、サプライチェーンにおける具体的なリスクを認識・理解しておかなければならず、普段からこのようなボトルネックの対策をしておかなければならない。その意味で、サプライチェーンのボトルネックによる遅延リスク、履行不能リスクは現時点では予見可能であるといわざるを得ず、代替業者等の選定など、結果回避義務を尽くすことが必要である。

なお、メーカーと下請け業者、発注者とメーカーとの間のそれぞれの契約により、新型インフルエンザのパンデミックや地震等そ

の他リスクを想定した業務中断に関する条件を設定することはもちろん可能である（別途、下請法による規制（納品拒否、返品）への留意は必要である）。一例を挙げれば、筆者も、その創設に若干関与させていただいたが、神奈川県メッキ工業組合加入企業、特定非営利法人 事業継続推進機構、横浜市で構成された研究会で検討の結果、全国に先駆け同組合に「災害時における相互応援登録制度」を創設し、「災害時における相互委託加工契約書」を作成し、業務支障リスクへの対応することが計画されている⁽⁸⁾。

- (8) 平成21年9月24日横浜市主催の「よこはまものづくり防災、BCPセミナー」では、神奈川県メッキ工業組合へ加入している企業による「災害時における業務応援の取り組み」として紹介されている。

2 新型インフルエンザ対策により履行が遅滞してしまった場合の法的責任

たとえば、新型インフルエンザ対策として、政府の要請がなされた場合には、積極的に業務縮小、事業所閉鎖が検討されるべきとされている（ガイドライン91頁）。その要請に応じて業務縮小等をした場合、企業においては、すでに締結していた契約の履行期限を徒過することがあり得るので、債務不履行責任を負うことになるのかを検討する必要がある。

そこで、第1に検討すべきは、「政府・自治体の要請に応じた対応なのであるから、責めに帰すべき事由（帰責事由）がない」という主張が通用するか、である。筆者は、単に政府や自治体の要請がなされた、という状況だけからでは、帰責事由がないとはいえないと考える。そもそも、事業を継続するか業務を縮小するか判断の最終決定権者は事業者自身であり、その判断自体を政府・自治体は強制できないし、その一方で、当該判断によりもたらされる結果（社会機能維持事業者が事業継続をして感染拡大をもたらず。あるいは、その他事業者が事業中断をして莫大な損失を計上するなど）について何らの補償もしない。事業継続の是非は事業者自身が決めることであり、その1つの資料として政府・自治体か

らの自粛要請があるにすぎないのである。しかも政府・自治体が事業自粛の要請をしたとしても事業継続がなされる場合があることを前提として、ガイドラインも「仮に、それらの事業者が自主的な判断により事業活動を継続しようとする場合」という項目を設け、感染防止策を例示している（ガイドライン110頁）。つまり、自粛を要請された場合でも、最終的には事業継続を選択することも経営判断としてあり得ることなのであり、このことは、事業者が当該選択を政府・自治体に一任することができないものであることを意味する。事業者は、このような厳しい状況判断を行わなければならないのであり、十分な検討が可能な体制を現時点から準備をしておかなければならない。

結論をいえば、事業継続計画における一環として業務縮小をした場合（政府・自治体からの要請の有無にかかわらず）であっても、その結果、契約期限を徒過するような場合に債務不履行責任を負うかどうかについては、通常の場合と同様に「債務者の責めに帰すべき事由（帰責事由）」の有無で判断される。たとえば、新型インフルエンザ対策における感染防止策を講じ、可能な限り事業継続を試みたが、パンデミックの状況がさらに度を増し、これ以上の事業継続、従業員の勤務継続を求めることは社会通念上不可能といわれる状況になった場合であれば、債務者の帰責事由がないといえ、債務不履行責任を追及されることはないと考えられる。また、反対給付（代金請求権）については「当事者双方の責めに帰することができない事由」による債務の不履行ということになるので、危険負担の債務者主義によって反対給付（代金請求権）も消滅する（民法536条1項）。なお、政府・自治体の自粛要請が、上記のような状況に至る前段階になされ、当該要請に応じて業務縮小をした場合には帰責事由がないとはいえず債務不履行責任を甘受せざるを得ない。もちろん、当該要請に応じて早朝から業務縮小をすることは企業の社会的責任であるという考えも理解できるが、それは契約当事者である相手方に損失を与えてよい、ということには直接結

びつかない。仮に社会的責任のために政府・自治体の要請に応じて業務縮小を考えるのであれば、契約当事者（相手方）に与える損失を極力減少させることを試みながら行うべきであり、それによるコストが発生するのであれば、当該コストも自己負担であることを甘んじて受け入れて社会的責任を果たす覚悟を持つべき、ということである。

3 政府の要請に従って集客事業の事業者がイベントを中止した結果、イベントに併せて配布する予定であったピンバッチが不要になったとして製造業者から当該商品を受領することを拒む場合の法律関係

前記と同様の場面ともいい得るが、集客事業を営む事業者（C社）が政府の要請に従って集客イベントを中止した結果、当該イベントにおいて配布する予定であったピンバッチ（一般商品）が不要になったとして製造業者（D社）から当該商品の受領を拒絶するという場面を想定した場合、法律関係はどのようになるのか。この場合、C社が受領を拒否する理由は、単に商品が不要になったということだけであり、D社において提供が不能になったわけでも、C社で受領ができなくなったとなった（不能となった）わけでもない（もちろん、代金の支払いが不能になったという場面でもない）。したがって、民法536条の危険負担等の問題となるべき場面ではないと考えられる。そして、C社の受領拒否が代金請求権を消滅させるほどに正当化される場面は想定し難く⁽⁹⁾、C社としてはD社との間では次回の発注予定を条件に入れて合意解除を求めたり、代金減額の交渉をすることになるにすぎない。

なお、場面は異なるが、下請代金支払遅延等防止法4条では、親事業者は、下請事業者に対し「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと」、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその

給付に係る物を引き取らせること」を禁止しているの、交渉をすること自体に留意が必要である。

(9) C社の事業が社会通念上履行不能な状況であった場合には、当該C社の取引先であるD社においても、パンデミックの影響によって商品の納入という債務の履行ができなくなっていると判断される場合も、当然あり得る。その場合には、民法536条1項の問題として、危険負担が問題となり得るが、たとえば、すでに製品が完成している、D社としては納品の準備がなされている、という状況下においては、当該履行不能な状況というものはいかにしても想定し難いといわざるを得ない。

- 4 会社では、従業員と派遣社員に対してはマスクを無償で配布するなど、職場内での感染拡大防止に向けたさまざまな取組みをする予定であるが、同じ職場で働いているシステムエンジニアなどの請負業者に対しては「請負」という契約であることを考慮して、マスクを配布せず、また、強制力を持った一切の指示を出さないようにしたが、当該考えは正しいか

おそらく、この会社では当該取組みを求めることが、指揮命令に該当するものであると理解し、そのような指揮命令をすることによって「偽装請負」との誤解を受けることを懸念した結果の指示であると考えられる。しかし、職場内の感染拡大防止措置その他の安全確保の要請は、請負業者に対しても求めることはできるし、求めるべきである。当該措置の実施を求めたとしても、業務上の指揮命令をしたことにはならないので、雇用と請負との区別がつかなくなる、ということにはならない。新型インフルエンザ対策には、このような誤解などが含まれている点にも留意が必要である。

- 5 新型インフルエンザに罹患した従業員が出た場合に、近隣企業、地域、賃借ビルであれば賃貸人、ビル管理者へ報告をすることは法律上の要請か。また、従業員が新型インフルエンザに感染した場合、外部への広報をする必要があるのか

まず、広報について考えてみる。ガイドラインでは、「感染した可能性がある者が発見された場合の発表……必要なときに広報できるようあらかじめ準備する」とあり(ガイドライン113頁)、現に広報されている事例もある⁽¹⁰⁾。しかし、法的には、広報しないことがただちに法令違反(安全配慮義務違反、善管注意義務違反等)になるものではないので、以下の観点を考慮して、広報することが法的要請であるかどうか判断すべきである⁽¹¹⁾。

- ① 当該広報がテナント、顧客あるいは従業員への安全配慮義務として必要なものであるかどうか。逆にいえば、広報しないことが当該関係者に対する安全配慮義務違反となるか、である。そもそもウイルスの感染力は「ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている」のであるから(ガイドライン96頁)、このような特徴を理解して対応することが必要である。当該従業員を出勤停止とし、その場を一時立入禁止、換気、消毒等した場合であれば、同一場所を第三者が利用したとしても感染のおそれはないと考えられる(参照:厚生労働省平成21年5月31日付プレスリリース「停留施設について」)。

- ② 社会的要請(社会的責任)から広報が必要か。逆に広報しないことが信用失墜をする(善管注意義務違反となる)ことになるか(感染者数および時期(初期かどうか)、症状の重症度、社会的影響度)。

なお、これらを検討し、広報等を実施することとなった際には、併せて、罹患者あるいはそのおそれがあるとされた者のプライバシーの観点（感染者の人権擁護（感染症予防法4条））において配慮できる状況を確認すること、および近隣の風評被害（他のテナント、隣人）の損害（近隣の財産権）を回避できる体制を構築することも検討すべきであると考えられる。

また、以上のような公表・広報ではなく、テナントと賃貸人（ビル管理会社）との間における情報提供・情報共有については、契約上の付随義務の1つとして必要と考えられ、情報提供義務があると考えられる。また、現行の建物賃貸借契約書には、たとえば、以下の規定が盛り込まれている。

- ① 営業管理規則の遵守に関する規定（賃借人は、賃貸人が定める営業管理規則ならびに必要なに応じて賃貸人が定める指定事項を遵守しなければならない、など）
- ② 立入権に関する規定（賃貸人およびその使用人は本物件の保全、衛生、防犯、防災、救護および検査その他管理上必要と認めるときは賃貸借物件内に立入り、これを点検し適宜の措置を講ずることができる、など）
- ③ 保守に関する規定（賃借人は、賃貸借物件および共同使用部分を、善良なる管理者の注意をもって使用保全しなければならない。賃借人は、賃貸借物件に修繕の必要が生じたとき、または災害防止上必要とする措置をとるべき個所が生じたときは、速やかに賃貸人に通知するものとする、など）
- ④ 届出義務に関する規定（賃借人は、次の各号の一に該当する事実が発生したときは、賃貸人に対し遅滞なくその旨を文書をもって届なければならない。……その他、賃貸人または他の賃借人に利害の生ずる一切の事項が発生したとき、またはその変更があったとき、など）

これらを用いて、賃貸人、賃借人の中で早期に情報共有をすることを試み、感染拡大を防止するための施策を実施すべきである。

ただし、この場合にも、感染症予防法4条

にあるとおり、人権上の配慮は不可欠であるから、情報管理の徹底は必要である。

さらには、賃貸人から他の賃借人への情報提供の要否（同ビル内での発症者数等の感染状況）、あるいは隣接賃借人間での情報提供、共有の要否も問題となる。このような場面においては、上記公表・広報の場合に準じて検討をすべきと考える。

- (10) 現時点では、掲載は終えているが、福岡銀行や京都信用金庫のホームページにおいて、その職員が新型インフルエンザに感染したことが確認されたこと、および感染拡大防止策をとりながら通常営業を行うことなどを広報していた。
- (11) もちろん保健所への報告とはまったく別問題である。

Ⅳ おわりに

筆者が考える法的リスクとしては、労務管理リスクとして事業所閉鎖をしたり、自宅待機をさせた従業員への賃金支払いの要否（休業手当で足りるのか？）のみでなく、事業者における新型インフルエンザ対策として当初挙げられていた抗インフルエンザ薬等の購入・備蓄や薬剤服用指示が薬事法、医師法に違反する刑事責任リスクなどもあると考えているが紙幅の関係上触れない。

新型インフルエンザ対策については一部に過剰対応等とも見受けられるものもあり、それが無用な法的リスクを発生させてしまっている感も強い。したがって、事業者の新型インフルエンザ対策の策定者および検証をする立場にある顧問弁護士には、対策について法的検証を的確に行い、当該「法的リスク」などという二次災害を未然に防止していただくことをお願いしたい。